

互助会事務担当者 様

一般財団法人北九州市教職員互助会

年度末異動に伴う互助会会員取扱い等について

当会の業務につきまして、日頃からご協力いただきありがとうございます。
 早速ですが、異動に伴う互助会会員取扱い及び給与控除の取扱いについて下記のとおりお知らせします。
 お手数おかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

記

異動内容	会 員 取扱い	給与控除の取扱い（手続き）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末退職者 ※定年退職から引き続き暫定再任用フルタイムの場合を除く ・ 暫定再任用フルタイム終了 (フルタイム→短時間へ異動も含む) 	退 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退会手続きは不要です。 ・ 貸付償還金：残額を一括返済（4月末頃までに振込 ※該当者へ振込依頼通知を送付） ・ 団体扱保険料：3月まで給与控除。保険会社へ連絡し4月以降の払込方法についてお手続きください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委事務局、北九州市へ異動 ・ 市立高・幼稚園へ異動 ・ 福岡教育大附属小・中へ異動 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 退会手続きは不要です。 ・ 貸付償還金：4月から口座振替（事前手続きが必要） ・ 団体扱保険料：3月まで給与控除。保険会社へ連絡し4月以降の払込方法についてお手続きください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外日本人学校へ派遣（有給） 	継 続 ※掛金中断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員のまま掛金中断（当会事業利用できません） ※事業利用を希望の場合は掛金継続（★希望の場合は3月末までにご連絡ください。） ・ 貸付償還金、団体扱保険料：給与控除を継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者 	新規加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは不要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規暫定再任用フルタイム ※定年退職から引き続き暫定再任用フルタイムの場合を除く 	再加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金：5月に2か月分（4、5月分）を給与控除
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年退職から引き続き暫定再任用フルタイム 	継 続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは不要です。 ・ 掛金：5月に2か月分（4、5月分）を給与控除 ※4月分から暫定再任用の給料で算定した掛金 ・ 貸付償還金、団体扱保険料：給与控除を継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委事務局、北九州市から異動 ・ 市立高・幼稚園から異動 ・ 福岡教育大附小・中から異動 	再加入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは不要です。 ・ 掛金：5月に2か月分（4、5月分）を給与控除 ※貸付償還金がある場合は4月から給与控除

連絡先：（一財）北九州市教職員互助会 電話093-941-5897

※裏面もご参照願います

<参 考>

1. 北九州市教職員互助会の会員対象

正規教職員 及び 暫定再任用フルタイム職員

2. 給与控除項目

(1) 掛金 (2) 貸付償還金 (3) 団体扱保険料 (4) 事業利用費

※ (3) …会員が生命保険会社等と契約した保険で、保険料支払いを当会団体扱いにしたもの

※ (4) …当会が互助だより等で募集した当選チケット等の負担金

◎「団体扱保険料の内訳」「貸付金残高」は、互助会ホームページ「会員サイト」で確認できます。

3. 給与控除できなかったとき

当月中に振込（振込依頼通知を所属に送付しますので該当の方へお渡し願います。）

※掛金は、翌月に給与支給がある場合は翌月給与から控除します。

※介護休暇等で給与控除できない月が続く場合は、先に複数月分の掛金等の振込や「口座振替」（下記6に記載）もご利用いただけます。

4. 掛金の算定について

掛金月額 = (給料月額 + 教職調整額 (加算額含む)) × 1000 分の 4 (1円未満切捨、10円未満切上)

※当年度4月1日現在の金額での算出金額を、当年度7月～翌年度6月まで適用

(新規加入者・再加入者は加入日現在の金額での算出金額を、加入月から翌年度6月まで適用)

※途中で給与改定があった場合も掛金月額は変更しません。

5. 掛金の免除について

(1) 下記に該当する場合は、掛金免除となります。免除に関する手続きは不要です。

① 育児休業 ② 病気による無給休職 ③ 大学院修学休業 ④ 自己啓発等休業 ⑤ 配偶者同行休業

※免除期間中も当会事業をご利用いただけます。(ただし新規貸付申込は不可)

※掛金免除の期間中、貸付金の償還は「中断扱い」となります。

(2) 免除期間 その期間の開始日の翌月（開始日が1日の場合はその月）から復職日の前月まで

例) ① 育休期間が4/1～12/31 → 4月から12月分まで免除

② 育休期間が4/2～12/30 → 5月から11月分まで免除

6. 口座振替について

当会では、給与控除できない期間の掛金等控除について、「口座振替」（福岡銀行）による引落しが可能です。(手数料は互助会負担。) 事前に口座振替開始手続き (WEB) が必要になりますので下記に該当する方はお早めにお手続き願います。(スマホ・PCで簡単に手続きができます。)

(1) 育休、病休（無給）予定で、団体扱保険料のある方

※上記5のとおり掛金は免除ですが、団体扱保険料は口座振替での納入で継続できます。

(2) 介護休暇等により給与控除できない期間が一定期間続く予定のある方

(3) 市教委等へ異動のため当会を退会となる方で、貸付償還中の方

※口座振替の詳細、開始手続きについては互助会ホームページ「各種様式」ページをご参照願います。